

筆者の大学で清掃事業を題材とした卒業研究を行った学生が、ある清掃局に就職を希望したところ断わられた。杭を打ったり、護岸をつくったりする土木技術者は間に合っているというのがその拒绝の理由であった、と聞いている。この小さな事件は「ゴミ戦争」中に起った。筆者の想うには、清掃事業の責任者たちの意識は、各家庭から荷物を集め、その荷物をまとめて焼くか埋めるかする中小企業の社長の意識から、そう遠くへだたってはいない。中小企業の社長であつたら、いかに合理的にその仕事を遂行するかを日夜熟考するであろうから、その意識に徹すれば、またそれはそれで立派な態度であろうと思う。

自明な問題点を羅列した論説をひねり出したり、あるいは現場の技術者にとって周知な一般的注意を書いて清掃技術の論文であるとすることのほかは、清掃事業についてみずから調査研究をせず、それについて本1冊書いたことのない“専門家”が横行しているのはなげかわしいことである。このような一部の風潮のおかしさは、他の技術分野をみれば、明らかになる。例えば、上水道であれば、水資源の枯渇を力説したところで、その具体的な対策を論じなければ意味はないし、Conventionalな施設、例えば急速ろ過池の造り方を述べても、技術論文としてはいまさらという感じが濃厚である。清掃事業における知識レベルは、水道事業の発展に比較すれば、昭和10年代に相当するといつてもよいくらいである。筆者のもののいい方は、事態を戯画化したきら

いはある。しかし、筆者の意のあるところを汲んでくれる読者もいるであろう。清掃問題については地面に足のついた論説なり、技術論文なりが今や要求されている。例えば、ゴミを収集運搬するにどのくらいの人力や機械力が必要なのか、ゴミを焼却するとどんな物質がどのくらい大気中に放散されるのか、ゴミを埋めたらどんな物質が漫出し、それを処理するはどうしたらよいのか、など問題はいくらもある。

すなわち、清掃事業は環境保護事業でもある側面を“通常”的の事業の要請のほかに有しているのである。清掃事業は単なる装置事業（という言葉はないかもしれないが）と解されてはならないのではないかろうか。

さて、まくらはこの程度にして、大学に勤務する人間としての要望を述べよう。

水道でも、下水道でも、それぞれの事業者の団体である協会が設立されていて、事業に携わる人びとの考え方や研究などを報告し、発表する機関誌や研究発表会が存在する。清掃事業に関しては存在しないといつても過言ではない。事業者の団体としては、全国都市清掃会議がある。これとともに、水道や下水道の場合に比較すべくもない存在である。ある人が清掃事業に関する“地面に足のついた論文”をものしたとき、それを発表するにはどうしたらよかろうか。考えられるものとして、土木学会論文報告集、空気調和衛生工学会誌、「都市と廃棄物」誌、などである。三番目のものは商業的基盤に立つもので、公的なものは前二

者である。これらの学会の出版物を清掃事業に携わる人びとが常に注意して、あたかも水道協会雑誌や下水道協会雑誌をみるとごとく、利用するとは考えられない。つまり、筆者は清掃協会雑誌や全国清掃研究発表会が欲しくて仕方がないのである。筆者個人にとっては、土木学会論文報告集や土木学会環境問題小委員会の主催する環境問題シンポジウムがあるから、痛痒を感じないから、この意見は個人的利益のためにいうのではないことを了解してもらいたいものである。ゴミ戦争を背景として、全国都市清掃会議の状況が全国紙の一面のトップで報道されたことの意味を考えて、協会設立にまで推進することを、清掃事業の責任者たちに要望したい。

鮎川幸雄氏によると、旧河川法の改正が成ったのは、相模川におけるダム放水による水死事故を直接のきっかけとしている。ゴミ戦争では死人はでなかった。しかし、行政態勢を強化するためのきっかけとしては十分であろう。もしゴミ戦争がこの種のきっかけにならず、土木学会誌の特集号発行のきっかけになるにすぎないとしたら、その理由をよく考えてみる必要が生ずる。もっとも、筆者は“ゴミ戦争”などというものはこの世に存在せず、行政の怠慢の結果生じた事態を戦争と称して、その責任を他に転嫁しようとしたものと考えている。

引用文献

鮎川幸雄：新河川法論，p. 43，港出版社，1967年。

(筆者・正会員 東京都立大学助教授)
(工学部土木工学科)